

環 1 豊かなみどりを保つために

分野全体を取り巻く状況

西東京市は、公園や農地、街路樹など、みどり豊かなまちです。みどりの重要性は、近年の大きな環境問題である地球温暖化にとどまらず、日常の暮らしへの潤いや安らぎ、多様な生物の生息地といった広い範囲に及びます。

西東京市では、これまで公園の管理や保存樹林・生垣などへの助成や農地の保全を積極的に行ってきました。また、援農ボランティアや公園ボランティア、体験農園など、市民自らがみどりを創出する活動にも支援してきました。しかし、相続や都市開発の過程で、みどりの総量は減少しています。

今後は、人がみどりの下でふれあい、みどりを身近に感じ、一人ひとりが豊かに暮らすことができるよう、積極的にみどりの保全と活用に取り組むことで、地球規模の環境問題にも地域から取り組んでいく必要があります。

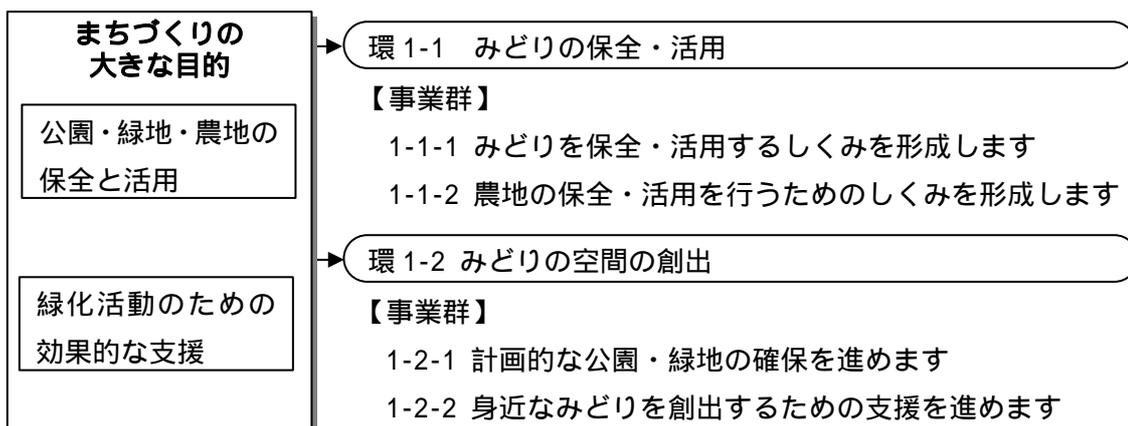
分野全体の目的

豊かなみどりは、私たちに潤いややすらぎを与えると共に、多様な生物が生息する環境となります。西東京市は、都心に近いにもかかわらずみどりの豊富なまちです。しかし、樹木・樹林・屋敷林や農地などは、今後、都市開発や相続などにより失われていく可能性があり、これらの保全が大きな課題となっています。

これからは、公園や残された緑地を保全すると共に、街路や公共施設における緑化を進め、新たなみどりの空間を創出するなど、みどりにふれ、やすらぎを得られる都市環境を整備していきます。また、農地や樹木、樹林、生垣などを維持できる仕組みを整えると同時に、市民が積極的に行う緑化活動を支援し、身近なみどりを創り出す施策を展開していきます。

更に、自然が少なくなった市街地においても、動植物・野鳥・昆虫など身近な生き物の生息空間を確保し、日常生活の中で自然とふれあえるよう、人と自然環境の健全な共生を目指します。

図表 3-1 環 1 豊かなみどりを保つために～全体構成



公園ボランティア・援農ボランティアの活動状況や
その状況を写した写真を掲載します。

施策を取り巻く現状

私たちの周囲のみどりは、地球温暖化、公害問題だけではなく、日常生活における安らぎやまちづくりにとっても重要です。

西東京市には、農地を中心に、公園など一定のみどりが存在しています。これまで、主に公園ボランティア、援農ボランティア育成や支援、保存樹木や生垣への助成や体験農園の設置といった緑化事業に力を入れてきました。

しかし、市内の緑被率は年々減少傾向にあり、農地における相続や都市開発により、今後もみどりの総量が減少することが想定されます。

今後も、農地、公園の確保に努めると共に、みどりを活用した市民交流を進めることで、共に保全する仕組みを充実させていく必要があります。

施策全体の課題

みどりの保全を進めるためには、公園ボランティア、援農ボランティアの組織化を進める必要があります。また、引き続き体験農園の整備を進めることも必要です。

こうしたネットワーク化と民有地等の緑化支援を行うことで、市民が自発的に緑化活動に取り組める仕組みを形成します。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 公園・緑地・農地の活用によるまちづくり
(公園や緑地、農地を保全するだけではなく、活用していくことで市民と共に保全していく仕組みを形成する)
- ・ 援農ボランティアの組織化

図表 3-2 西東京市のみどりの状態を示す指標

環境指標	平成14年度実績	平成18年度実績
緑被率	30.2%(平成11年度数値)	約29%
農地面積	188ha(平成14年1月値)	170ha
樹林地面積	190ha(平成11年度値)	193ha

出典 西東京市 環境基本計画

用語解説

緑被率：市全域に対する樹林地、草地、農地など、木や草で被われている土地の占める割合

公園ボランティア：公園内の清掃・除草・せん定・花植え等の美化活動、遊具等公園施設の点検通報、ルール違反者への注意、利用方法の助言・指導等に関するを行うボランティア

援農ボランティア：農業に関心を持つ市民が農業を学んで技術を習得し、実際に農家のお手伝いをするすることで農家の労働力を支援するボランティア。

環 1 - 1 みどりの保全・活用の目標

市民による公園管理のしくみや、個人が所有する農地や樹木、樹林、生垣などを維持するしくみを整え、身近なみどりの保全・活用をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
公園ボランティア登録者数			現在調整中	公園ボランティアに登録する市民が増えれば、みどりが保全・活用される可能性が高い
体験農園の参加者数				体験農園への参加は、身近にみどりを感じる取組みであるため、参加者数を計測する
農地面積	188ha (H14 年度)	160ha		西東京市農業振興計画において制定済

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 1 - 1 - 1 みどりを保全・活用するしくみを形成します

- ・ みどりの基本計画に基づき緑地の維持を図るため、緑地保全地域や公有樹林地の保全だけではなく、民有地における樹林・樹木・生垣の保存を支援し、市民の理解を啓発するための情報提供を行います。
- ・ 家の建替え等で不必要となった、一定基準の樹木の斡旋を行うグリーンバンク制度の活用を推進します。
- ・ 市民による公園づくりの一環として、西東京いこいの森公園や西原自然公園などで、市民による雑木林の育成管理、花壇や池・小川の管理など、公園ボランティア活動を積極的に進めていきます。
- ・ 東大農場については、関係機関等との調整を図りながら、豊かな自然環境の保全と活用に努めていきます。

環 1 - 1 - 2 農地の保全・活用を行うためのしくみを形成します

- ・ 市民と農業のふれあい交流として体験農園や市民農園を推進します。
- ・ 農業後継者の育成や農業ボランティア・ヘルパーの組織化を進める等、農業の継続による農地の保全を促進します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要
碧山森・保谷北町緑地保全地域の管理			
西原自然公園植生の管理			
保存樹木・樹林・生垣への助成			民有地の緑化支援を行うために、樹林や生垣を増やす取組に助成を積極的に行う
グリーンバンク制度の実施		現在調整中	
公園ボランティア拡充事業			公園ボランティアを更に育成することによって、市民主体で公園のみどりを守っていけることを目的とする
援農ボランティアの組織化			
市民農園の運営			市民が自らの手で野菜を栽培することを通して、生産の喜びを知り、農産物に対する理解を深めることを目的とする
体験型農園の支援			体験型農園に対する支援を行うことによって、市民が緑に触れる機会を増やす

他自治体での動向

- ・ 世田谷区は、みどりのトラスト基金を設置することによって、公園緑地や緑化重点地域の取得を行うことが検討されています。(東京新聞 2008/02/19)
- ・ 東京都は平成 18 年 1 月「みどりの戦略ガイドライン」を策定し、みどりの量的な拡大や質の向上などの推進に向けて公共・民間の役割分担の方法を提示しています。この中で、東京都は平成 37 年における東京都のみどり率を区部においては平成 12 年から 2 割増加、市部においては現状の確保(72%)を目標として掲げています。



施策を取り巻く現状

身近なみどりの創出は、私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えると共に、まちの景観としてもなくてはならない存在です。

しかし、西東京市では、一人当たりの公園面積が近隣他市と比較して少なくなっています。これまで、計画的に公園を整備し、みどりの確保に努めてきました。しかし、市民意識調査によれば、公園等に対する市民満足度には地域的なばらつきが見られるのが現状です。

そのため、公園や広場の計画的な整備を続けると共に、民有地への緑化支援を行うことで、市全体のみどりを増やしていく必要があります。

施策全体の課題

引き続き、計画的な公園・広場の整備や公共施設の屋上緑化、民有地等への緑化支援などを行う必要があります。

更に、これらの取組を活発化させるためには身近なみどりを創出するための体系的な支援が必要となります。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 民有地等における緑化が進む、効果的な制度の実施
- ・ 市民と共にみどりをつくる活動を進める



図表 3-3 一人あたり公園面積

		西東京市	武蔵野市	三鷹市	調布市	狛江市
平成 18 年度 1人あたり	(㎡)	1.8	4.4	3.1	5.3	1.6
公園面積(児童公園等を含む)	(順位)	4	2	3	1	5

資料：平成 18 年度 住宅 ・ 土地統計調査報告

用語解説

・ **屋上緑化**：都市環境の改善を進めるため、一定規模以上のビルやマンションなどに対して、屋上に植物を植えて緑化すること。植物が水分を空気中に放つ蒸散作用を行うため、周辺の温度が低下するほか、断熱効果も高く、省エネに繋がることが期待されている。尚、壁面に植物を植える方法は、壁面緑化という。

環 1 - 2 みどりの空間の創出の目標

公園や緑地の拡充に加え、街路や公共施設、生垣などの身近な場所での緑化をすすめ、目に映るみどりの創出をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
みどり率	29%	30%	現在調整中	西東京市全体として、みどり率は自然減少する傾向にあり、現状を維持することが重要で
花いっぱい運動の活動地点数	36	40		市民ひとり一人が行う活動の拠点を増やすことで西東京市全体としてみどりあふれるまちづくりを行います

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 1 - 2 - 1 計画的な公園・緑地の確保を進めます

- ・ 買い取りの申し出のあった解除生産緑地や雑木林、屋敷林等を計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保を図ります。
- ・ 東伏見都市計画公園の整備については、引き続き東京都に要請を行います。

環 1 - 2 - 2 身近なみどりを創出するための支援を進めます

- ・ 街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息所や憩いの場として利用できるポケットパークを整備したり、公共施設における緑化を積極的に推進するなど、身近な空間におけるみどりを創出していきます。
- ・ 市民が身近でみどりに親しむことができる環境づくりの一環として、生垣の造成などを支援していきます。
- ・ 公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」や公園ボランティア等の市民の活動を積極的に推進します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要
公園広場整備事業			
東伏見都市計画公園の整備について都に要請			
宅地内への植樹への支援について検討	新規		
公共施設の屋上緑化の推進			現在調整中
公園ボランティアネットワークの検討(環1-1で再掲)	新規		
花いっぱい運動の展開			
公園ボランティア拡充事業(環1-1で再掲)			
保存樹木・樹林・生垣への助成			

他自治体での動向

- ・ 国では、平成 16 年度に都市における緑地の保全及び緑化ならびに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境をつくるため、「都市緑地保全法」を「都市緑地法」へと改定し総合的な整備をすすめる方向性を明確にしています。
- ・ 東京都が制定した「みどりの新戦略ガイドライン」では、公共が進める施策として、「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定し、2015 年までに優先的に整備着手する予定の都市計画公園・緑地の選定を行いました。

用語解説

・ 都市緑地法

都市における緑地を保全すると共に、緑化や都市公園の整備を推進することによって良好な自然的環境の形成を図ることを目的として昭和 48 年度に制定され、平成 16 年度に都市緑地法となった。日本の土地の多くは民有地であり、民有地のままでいかに緑を保全し、景観を向上させることができるかが期待されている。



環 2 持続可能な社会を確立するために

分野全体を取り巻く状況

地球温暖化問題による異常気象や大気汚染は深刻であり、規制措置等によって改善されつつも、今後も国、自治体、更には市民個人それぞれが対策を講じることが求められています。

本市では、西東京市環境基本計画を策定し、環境学習を推進することによる環境問題への意識啓発や、環境マネジメントシステムの導入、ごみの有料化、低公害車の導入など、持続可能な社会の確立に向けた取り組みを総合的に進めてきました。

現在、市内のごみの減量や環境保全に対する意識は高まってきましたが、大気汚染や最終処分場の問題など、引き続き地域を越えて解決しなければならない課題が存在しています。

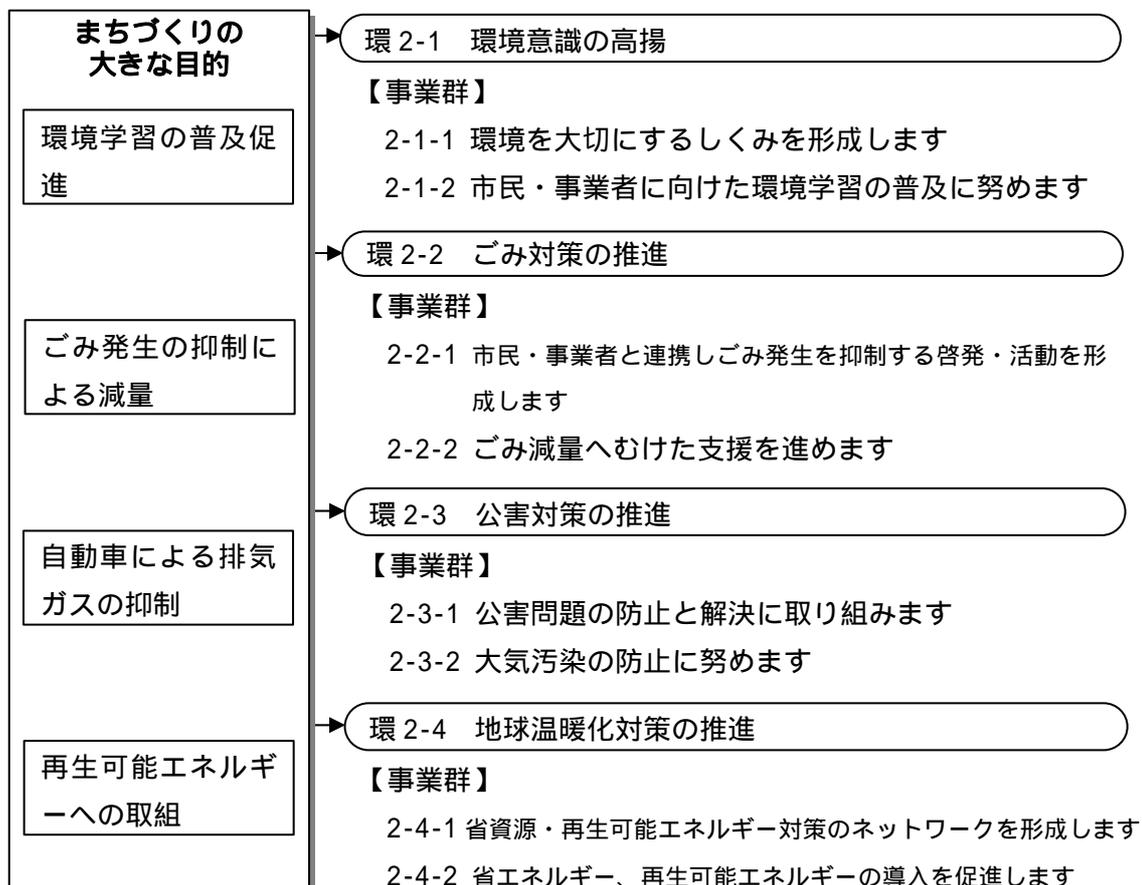
そのため、事業者や個人が持続可能な社会の確立に向けて実践し、限られた資源を効率的に活用していくよう、交通機関関係者と連携して公共交通の利用促進を図り、大気汚染や地球温暖化の防止に取り組む等、引き続き取り組みを充実していくことが求められています。

分野全体の目的

地球温暖化や環境汚染など地球規模で問題とされている環境問題や、大都市圏にみられるヒートアイランド現象は、ひとつの市だけで解決できる問題ではありません。しかし、個人一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であると共に、広域的な取り組みも必要となっています。

地球環境保全に向けて本市では、環境に配慮した行動を推進するために、目標設定やその達成状況の点検などの仕組みをつくるほか、学校や地域での環境学習を充実させ、意識づくりに取り組みます。また、ごみの減量や資源化など循環型システムの構築、省エネルギーや新エネルギーの計画的な導入による地球温暖化対策を進めていく等、環境を大切にすまちを実現します。

図表 3-4 環 2 持続可能な社会を確立するために～全体構成





施策を取り巻く現状

環境問題に対する関心は年々高まっており、世界的な取り組みが進んでいます。深刻化する環境問題は複合的な要素で成り立っていることから行政・市民・事業者がそれぞれ取り組むことが必要とされています。

西東京市では、平成 14 年度に環境基本条例を施行し、広範な環境保全策の設定と、これを体系的に推進していくための環境マネジメントシステムなどの取り組みを行ってきました。更に、『西東京市の環境』と題して、子どもが学習するためのパンフレットの作成などを行いました。しかし、生活の中で環境に配慮した行動を行うために、更に知識と情報が必要となります。

平成 20 年 7 月には、エコプラザ西東京がオープンしました。こうした施設を拠点に、市民一人ひとりが環境問題を理解し活動していくための環境学習の充実に取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

環境問題に一人ひとりが取り組み、日常生活の中で実践していくためには、環境学習や情報提供を行うことが重要です。

平成 20 年 7 月にオープンしたエコプラザ西東京を拠点に、市民・行政・事業者それぞれが環境問題へ取り組むことができるよう、西東京市ならではの環境問題への取り組みを進めていくことが重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ エコプラザ西東京を中心とした環境学習活動の展開
- ・ 西東京ならではの環境問題への取り組み

図表 3-5 市民意識調査にみる市民の意識

施策	区分	全体	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	分からない	無回答
公園・緑地などの 保全・活用	実数	2,418	1,063	978	101	20	93	163
	%	100.0	44.0	40.4	4.2	0.8	3.8	6.7
農地・屋敷林などの 保全・活用	実数	2,418	724	951	257	60	253	173
	%	100.0	29.9	39.3	10.6	2.5	10.5	7.2
公園の整備や道路・ 公共施設の緑化推進	実数	2,418	1,159	899	84	23	92	161
	%	100.0	47.9	37.2	3.5	1.0	3.8	6.7

資料：平成 19 年度 西東京市市民意識調査

環 2 - 1 環境意識の高揚の目標

環境を大切に作るしくみづくりや環境学習の推進を通して、市民・事業者および行政の環境意識の高揚をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
環境マネジメントシステム導入済み事業所数	68		現在調整中	環境マネジメントシステム導入済み事業数の変化を見ることによって、事業者の環境意識の高まりを測ります
エコプラザ西東京の利用者数	-			エコプラザの利用者数は市民の環境に対する意識のあらわれであると考えられます

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 2 - 1 - 1 環境を大切に作る地域のしくみを形成します

- ・ 環境基本計画に基づき、地球温暖化対策、公害防止、みどりの創造・活用、ごみ減量や廃棄物処理対策など、広範にわたる環境施策を着実に実行していきます。可能な限り具体的な目標値を設定し、点検を行っていきます。
- ・ 市においては、環境マネジメントシステムによる環境に配慮した行動を率先して推進します。また、一人ひとりが環境に配慮する意識づくりを進めるため、環境に配慮した行動を推進する仕組みを検討し家庭や学校への普及に努めます。
- ・ 市内の教育機関や事業者と行政が連携し、環境問題に対応する産学公連携の取り組みについて検討します。

環 2 - 1 - 2 市民・事業者に向けた環境学習の普及に努めます

- ・ 環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習基本方針により環境学習の推進を図ります。
- ・ エコプラザ西東京において、資源及びエネルギーの有効利用等、地域や地球環境の負荷低減に関する普及啓発、人材育成事業を行うと共に、市民等の自主的な活動場所を提供します。
- ・ 学校教育においては、環境読本（「西東京市の環境」）を活用すると共に、地域の自然や人材を活用した環境教育プログラムの導入などを検討します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要
環境基本計画の策定及び環境施策の推進			
事業所、家庭や学校における環境配慮行動の促進			
(仮称)西東京市環境基金の創設検討	新規		
まちの美化と安全の推進	新規		現在調整中
環境学習基本方針の策定及び環境学習の推進			
エコプラザ西東京の活用			
環境情報提供システムの構築			
環境教育プログラムの活用			

他自治体での動向

- 都では環境保全活動を推進する為には地域・NPO・事業者・学校・行政といった主体がそれぞれの立場で取り組み、活動の輪を広げることが重要だとして「東京都環境パートナーシップコーナー」をWEB上に開き、事例紹介や相談などを行っている。
(東京都環境パートナーシップコーナー
<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/psc/index.htm>)
- 三鷹市では、環境学習プログラムとして、水や空気の浄化方法の調べ方や、身のまわりの調査のために、備品の貸し出しやパケットなどの配布を行っている。
(三鷹市ホームページより <http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>)

用語解説

環境マネジメントシステム：企業や自治体などの組織が自らの活動から生じる環境への影響を自主的活継続的に改善していくための仕組み(マネジメントシステム)を規格化したもの。システムの運用として、「P(計画) - D(実施) - C(点検) - A(見直し)」というサイクルを導入しているのが特徴。

エコプラザ西東京の概要

基本的な考え方

1. 子どもから大人、高齢者まで多くの市民が体験や実践
(参加・試せる・利用する・集える)を重視した事業を実施する。
2. 一般的な啓発や学習のみならず、専門的な視点やより深く学習したいという人にも
応えられる事業を実施する。
3. 市民や事業者、教育機関等と連携して、事業の企画立案、実施に当たる体制を整える。
4. 地域における環境活動の支援や環境に関する情報の収集・発信を行う。

『(仮称)リサイクルプラザに関する提案書』(平成19年度)より抜粋

エコプラザ西東京の外観(仮)



エコプラザ西東京の内面

施設の内容

プラザ棟 1	
1階	事務室、相談室、ホール、講座室1・2、湯沸室、トイレ
2階	事務室、ロッカー室、浴室・脱衣室、乾燥室、洗濯室、環境学習コーナー、湯沸室、倉庫、トイレ
プラザ棟 2	
1階	多目的スペース、ホール、展示スペース、受付、器材室、実習室、湯沸室、トイレ
駐車場	

西東京市ホームページ/暮らし/ごみ・リサイクルより

(参照 URL:http://www.city.nishitokyo.lg.jp/kurasi/gomi_recycle/07052901/index.html)

施策を取り巻く現状

広域的な廃棄物の最終処分場である二ツ塚廃棄物広域処分場の延命は、西東京市のみならず多摩地域にとって大きな課題です。そのため、西東京市では、家庭ごみの有料化や、生ごみ処理購入助成、パンフレット等による啓発活動を進めてきました。

こうした取り組みにより、平成 12 年度からごみ総量は減少傾向にあり、全国や東京都の平均と比較しても低い値となっています。更に、市民意識調査によれば、ごみ減量化やリサイクル推進は、高い満足度となっています。

しかし、西東京市は、依然として最終処分場の配分量を超過しています。そのため、全体としてごみの発生元を抑制した上でリサイクルを進めていくといった、より効果的な取り組みが求められています。

施策全体の課題

ごみの発生元を抑制するためには、市民・業者・行政がそれぞれに取り組む必要があります。

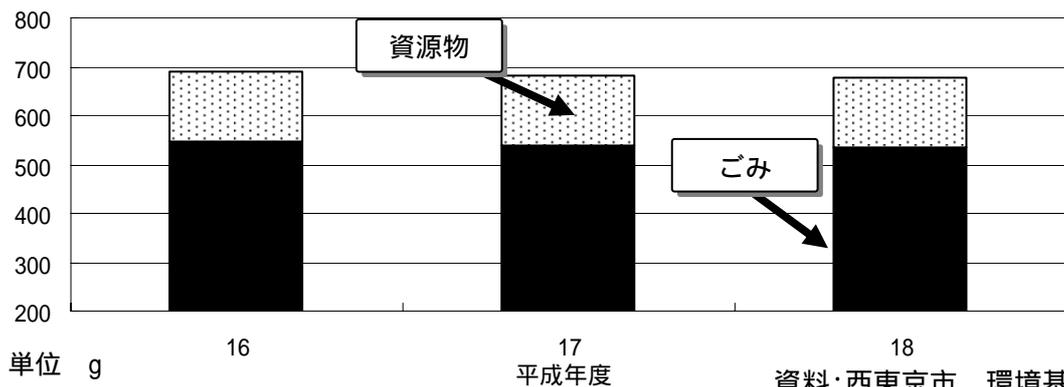
そのために、エコプラザ西東京を中心とした普及啓発活動を充実させると共に、市民の自主的な取り組みに対する支援、ごみ収集に関する事業者への対応の強化といった多面的な取り組みが必要となります。

また、有料化されたごみ事業への市民の理解を得るため、事業の健全化と情報公開に努めます。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ ごみ発生の原因を抑制するしくみの構築
- ・ 市民・事業者と連携した、ごみ減量への支援

図表 3-6 ごみ・資源物排出量の状況（市民一人一日あたり排出量）



用語解説

二ツ塚廃棄物広域処分場：西東京市が加入する東京たま広域資源循環組合が管理・運営する一般廃棄物（焼却残渣、不燃ごみおよび焼却不適ごみ）の最終処分場で日の出町にある。

配分量：二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入する焼却残量等についてあらかじめ組合構成市町ごとに定められる搬入量のこと。この配分量を超過すると、追徴金の支払いを行わなければならない。

環 2 - 2 ごみ対策の推進の目標

できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみ減量化への取り組みを通して、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
人口一人当たりの ごみの量	826 g	820 g		既に東京都・全国平均値に比べて少ない数値を示しているが、更に減量することによって環境に優しいまちを目指す
集団回収による 回収量	-		現在調整中	回収量を測定することによって、どの程度資源の再利用を行うことができているか計測する
廃棄物処分場への搬 入量(1年あたり)	7907t (H14 年度)	7000t		定められた配分量を下回る搬入量を達成することにより、環境への負担を減らすとともに、市の財政への負担も減らす事ができる

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 2 - 2 - 1 市民・事業者と連携し、ごみ発生抑制に努めます

- 市民や事業者が、できるだけごみを出さないという意識を高めると共に、ごみ減量のための各種施策を展開します。
- 廃棄物の再利用・再生利用を進める市民啓発や学習などの拠点として、エコプラザ西東京を活用し、施策を推進します。
- 現在自治会や子ども会を中心に行われている集団回収活動を、継続して実施していきます。
- 廃棄物・減量等推進員と協力し市民自らがごみ減量に取り組むことのできるような体制を構築します。

環 2 - 2 - 2 廃棄物処理対策を進めます

- ごみ・資源物については、柳泉園組合に搬入し、適正処理・資源化に努めていくと共に、柳泉園組合から排出される焼却灰については、引き続き二ツ塚廃棄物広域処分場に埋め立て処分していきます。
- 最終処分場の延命化のため、廃棄物減容(量)化計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進していきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要
パンフレット等による啓発活動の推進			
廃棄物減量等推進員の活用			
エコプラザ西東京の活用 (環2-1で再掲)			現在調整中
ごみ収集に関する事業者への対応強化	新規		
生ごみ処理機購入助成の実施			
集団回収活動の奨励			

他自治体での動向

- ・ 国では平成19年4月1日より改正容器包装リサイクル法を施行した。容器包装リサイクル法の改正は、事業者には包装材やポリ容器などの削減を義務付けている。
- ・ 三鷹市では、ごみ処理総合計画2010という資源循環型社会の形成に特化した計画を市民会議での議論をもとに作成、現在施行している。本計画は、平成13年度に施行された「第三次三鷹市基本計画」の高次目標である、「高福祉、高環境」の理念を基につくられている。

用語解説

資源集団回収：集団回収とは、町会・自治会、PTA等で住民が自主的にグループを作り、家庭から出る新聞、雑誌、古布、ダンボール等を集めて資源回収業者に引き渡し、資源として再び活用できるようにリサイクルするシステムを指す。

エコセメント：



施策を取り巻く現状

平成 14 年現在、西東京市の一人当たり自動車保有台数は、東京都平均よりも高くなっています。また、近年では光化学スモッグ注意報の発令回数が増加しており、新たな課題となっています。

現在、西東京市では大気汚染や河川の水質汚濁について継続的に調査を行っており、発生状況をできるだけ早く把握することによって、早期の対策を行うよう努めています。

しかし、改善している部分はあるものの、依然として大気汚染の悪化を問題視する声もあり、今後、大気汚染を軽減するための措置が必要になっています。

更に、ダイオキシン類や浮遊粒子状物質、アスベストなどに対する未然防止策が全国に求められています。西東京市としても、国や東京都と連携しながら積極的に取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

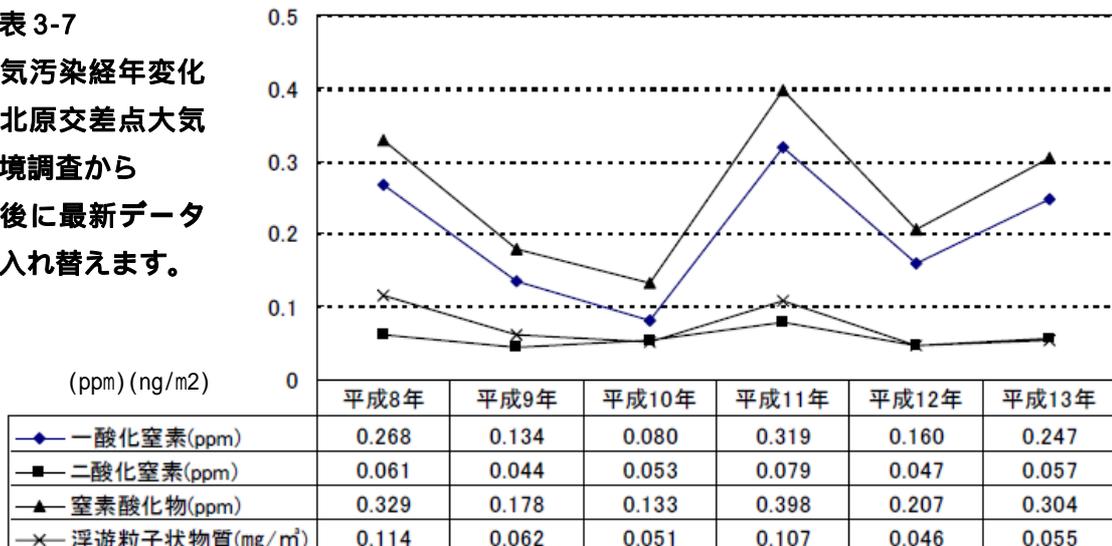
公害問題の悪化を防ぐためには、継続的な調査による問題の早期発見と措置が必要です。

特に、大気汚染については、低公害車の普及促進等の取り組みにより、排気ガスの抑制に取り組む必要があります。更に、公共交通機関の利用を促進し、大気汚染発生の原因そのものを抑制するため、交通機関の関係者と連携することが重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 低公害車等の普及促進
- ・ 交通機関関係者と連携した公共交通機関の利用促進

図表 3-7
大気汚染経年変化
～北原交差点大気
環境調査から
後に最新データ
に入れ替えます。



用語解説

ダイオキシン類：ごみ焼却の煤煙など、塩素を含むプラスチックなどを 880 度以下で燃やしたときに発生する科学物質。ダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現することから「類」がつく。人体への影響が大きいため、法律・条令などによって規制が行われている。

環 2 - 3 公害対策の推進の目標

自然や市民生活を守るため、公害のない環境づくりをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
大気汚染環境基準の達成率 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント		100%	現在調整中	広域的な環境(大気汚染状況)が大気汚染基準を達成しているかを測定する。本指標は、西東京市環境基本計画において制定されている
大気中のダイオキシン類濃度の環境基準の達成状況		100%		ダイオキシン類濃度を測定することによって、有害物質が影響のない状況にあるか判断する。本指標は西東京市環境基本計画において制定されている

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 2 - 3 - 1 公害問題の防止と解決に取り組みます

- ・ 自然や市民生活を守るため、大気汚染、河川の水質、地下水、騒音・振動等の調査などを引き続き実施していきます。また、公害に関する情報の市民との共有を図っていきます。
- ・ 新たな公害であるダイオキシン類等の有害化学物質や社会問題となっているアスベストについては、被害を未然に防止するため、近隣自治体・東京都・国と連携し必要な対策を速やかに行います。

環 2 - 3 - 2 大気汚染の防止に努めます

- ・ 各種公害の中でも、市域を越えた広域的な課題である大気汚染の防止のため、関係団体と連携を図り、市民・事業者・行政の意識の向上と着実な行動を推進します。
- ・ 市は現在実施している大気汚染測定を継続し、問題の発見に努めます。
- ・ 市は市民・事業者と協力して自動車利用の抑制、公共交通や自転車の利用促進、アイドリングストップ運動など大気汚染防止策を進めます。
- ・ 低公害車の普及促進に向けて、市は率先して低公害車の計画的な導入を進めると共に、事業者への働きかけや市民への意識啓発を行います。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要
アスベスト対策等の具体的な方策の検討			国や都の施策や広域的な連携を視野に入れ、具体的な方策を検討する
低公害車の普及促進			庁内の老朽化した公用車を低公害車に変えるなど、 現在調整中 して取り組むことによって低公害車の普及促進を図る
公共交通機関の利用などの普及啓発	新規		大気汚染防止のため、公共交通機関と連携して公共交通機関利用の促進を図るための普及啓発を行う

他自治体での動向

- ・ 国では、平成 18 年 10 月に環境大臣が各関係知事に対して新規公害防止計画の作成が指示され、環境大臣が示した基本計画に基づいて公害防止計画を各知事は策定、平成 19 年 3 月に同意、全国 31 地域で制定されている。



施策を取り巻く現状

異常気象や海面上昇など、地球温暖化問題は深刻化しており、世界的な問題としての認識が深まっています。

国や東京都でも独自の温暖化対策のための施策を進めており、それぞれの自治体にも自主的な取り組みが求められています。更に国の方針では、これまでに比べて化石燃料への依存率の低下と再生可能エネルギー開発への取り組みが強化されています。

西東京市でも、温暖化対策地域推進計画の策定などに取り組んでいます。

平成 20 年 7 月にエコプラザ西東京がオープンしました。これを受け、地球温暖化への理解を深めると共に、エコプラザ西東京を拠点とした情報ネットワークづくりを進める必要があります。

また、地域における省エネルギー・再生可能エネルギー普及啓発に向けて取り組むことが必要です。

施策全体の課題

温暖化対策地域推進計画を策定し、市民・事業者を含めて、地域としての地球温暖化対策を進めていく必要があります。

エコプラザ西東京を拠点に、地球温暖化問題への理解を促進する必要があります。

省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーへの取り組みを進めるため、行政がモデルケースとなるよう、率先して取り組んでいく必要があります。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 再生可能エネルギーへの取り組みの促進
- ・ エコプラザ西東京の活用



環 2 - 4 地球温暖化対策の推進の目標

地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーをすすめるとともに、再生可能エネルギーの導入・活用をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
公共施設での再生可能エネルギー利用状況	4 (H14年度)	5		行政が率先して公共施設において自然エネルギーを利用することによって、市民・事業者の利用を促進する。本指標項目は本市環境基本計画において制定されている
市民生活における再生可能エネルギーの導入率	-		現在調整中	西東京市で最も排出量の多い電気を、太陽光パネルに置き換える支援を行うことによって、総排出量の減量を目指す
事務事業にともなう温室効果ガス総排出量	9,644t (H14年度)	9,550 t		市の事務事業において発生する温室効果ガスを減少することによって、西東京市全体の総排出量の減量を目指す。本指標項目は本市地球温暖化対策実行計画に記載されている

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 2 - 4 - 1 省資源・省エネルギー対策のネットワークを形成します

- 地球温暖化対策のため、地球温暖化対策実行計画を策定し、市が率先して温室効果ガスの削減に取り組むと共に、市民・事業者にも省資源・省エネルギーに対する協力を求めています。
- エコプラザ西東京において、省資源・省エネルギーに関する情報ネットワークづくりを進めると共に、地球温暖化対策を広域的に進めるため、自治体間の連携強化に努めます。

環 2 - 4 - 2 省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を促進します

- 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入を計画的に進めていきます。
- 公共施設への再生可能エネルギーの導入や公用車の低燃費車への買い替えなど、行政が率先して省資源、省エネルギー化に努めると共に、市民・事業所への再生可能エネルギーや低燃費車の導入を啓発・促進します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要
地球温暖化対策			
クリーンエネルギー自動車の導入促進			現在調整中
太陽光発電の導入についての検討			
市内における関係主体が連携する為のしくみづくり	新規		
公共施設への再生可能エネルギーの導入の検討	新規		

他自治体での動向

- ・ 東京都では、地球温暖化対策計画書制度を通して、温室効果ガスの排出量が多い事務所を対象とした温室効果ガス排出量の削減を目指し、温暖化に貢献した事業者が評価される仕組みや、指導や助言などによって事業者の取り組みをより高い水準へ誘導する仕組みを設定している。
- ・ 三鷹市では平成 17 年より、三鷹市環境基金を活用し、市民、団体、事業者などが新たに設置する再生可能エネルギー導入設備に対して、再生可能エネルギー導入助成を行っている。